

令和3年5月27日

令和3年度共同利用採択者 各位

共同利用掛

緊急事態宣言再延長に伴う共同利用来所者の入構制限について

標記のことにつきまして、5月31日まで発令されている緊急事態宣言について、大阪府では、「延長」を政府に要請することを決定し、政府においても5月28日（金）にも正式決定する方向で検討に入っているとのこと。「延長」が正式決定された場合には、現在実施している本研究所での以下の入構制限につきましても、継続することを予定しておりますこと、お知らせいたします。

つきましては、6月以降に来所を予定されている利用者の皆様には、以下の制限による対応につきまして、引き続き、ご理解・ご協力下さるようよろしくお願いいたします。

(制限事項)

4月26日から緊急事態宣言の発令が解除されるまで共同利用者の入構を原則禁止する。

なお、やむを得ない理由で来所を希望する場合は、事前にメールで所内連絡者を通じて、不要不急でない理由をご説明下さい。

また、来所することになった場合には、感染拡大防止対策（来所者は必要最小限、飛沫感染防止対策等）を徹底下さい。

※来所前に今一度、研究所の共同利用における感染症対応についてご確認ください。

<https://www.rri.kyoto-u.ac.jp/inter-univ/intro/intro>

【問合せ先】

京都大学複合原子力科学研究所

事務部共同利用掛

TEL : 072-451-2312

Mail : kyodo2312@rri.kyoto-u.ac.jp